足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、太陽光発電システムを設置した者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　発電システム　太陽光エネルギーにより発電した電気を低圧配電線と逆潮流有りで連系したシステムをいう。

（２）　区内事業者　足立区内に本店、支店又は営業所等を有し、当該営業所等において契約締結の権限を有する者を置いている事業者をいう。

（３）　公益的施設　区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設のうち次に掲げるものをいう。

ア　町会・自治会会館

イ　民設民営の高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、社会事業授産施設等の施設をいう。）

ウ　民設民営の障がい者施設（心身障がい者（児）施設、生活介護施設、自律訓練（生活訓練）施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設、短期入所施設、施設入所支援施設、共同生活援助施設、地域活動支援センター、日中保護（日中一時支援）事務所、児童発達支援施設、放課後等デイサービス等の施設をいう。）

エ　私立保育園

オ　私立幼稚園

カ　その他区長が特に認めたもの

（補助金の交付対象）

第３条　この要綱における補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者（以下「補助対象者」という。」）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　区内の住宅（分譲マンションを除く。）に発電システムを設置した個人（ただし、当該住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者）

（２）　区内の分譲マンションに区分所有者全員の共有に属する発電システムを設置した当該分譲マンションの管理者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第２５条第１項の規定により選任された管理者又は同法第４７条第２項の管理組合法人をいう。）

（３）　事業の用に供する区内の建築物（公益的施設を除く。）に発電システムを設置した事業者

（４）　区内の公益的施設に発電システムを設置した事業者

２　前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

（１）　未使用の発電システム一式を新規に購入し、及び設置すること（太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等の買替えを除く。）。

（２）　電力会社と余剰電力の買取りにかかる電力受給契約（以下「電力受給契約」という。）を締結していること。

（３）　発電システムを設置した日（新築の建物に設置した場合は、当該建物の引渡しを受けた日）から１２か月を経過していないこと。

（４）　補助対象者が個人の場合にあっては、本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

（５）　補助対象者が法人の場合にあっては、法人住民税（当該法人の法人住民税が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税）の滞納がないこと。

（６）　設置した発電システムが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであり、認証の有効期限内の製品であること。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、機器の設置に要する経費（消費税を除く。）とし、その範囲は太陽電池モジュール、架台、接続箱、パワーコンディショナー及び配線器具の購入並びに取付工事及び施工に関する費用とする。

２　前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、取付工事及び施工に関する費用は補助対象経費としないこととする。

（補助金の交付額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の３分の１に相当する額又は別表の補助単価の欄に掲げる額に当該発電システムの最大出力を乗じて得た額のいずれか小さい額（当該金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。ただし、当該額が同表の上限金額の欄に掲げる額を超えるときは、当該上限金額の欄に掲げる額を補助金の額とする。

２　前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。この場合において、減額後の補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の交付額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（１）　設置したシステムの概要書（第２号様式）

（２）　太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性（第３号様式）又は出力対比表の写し

（３）　太陽電池モジュールの配置図

（４）　発電システムの設置に係る領収書の写し（ローンによる支払の場合は、ローンの

契約書の写し）

（５）　発電システム本体及び設置工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し

（６）　発電システムの設置完了後のカラー写真

（７）　電力受給契約を締結していることが確認できる書類の写し

（８）　発電システムの設置日（新築の建物に設置した場合は、当該建物の引渡しを受けた日）が確認できる書類（メーカーが発行した保証書等）の写し

（９）　区内事業者が販売する発電システムを設置する者にあっては、発電システムの設置に係る契約書の写し

（１０）　発電システムを自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置した場合（分譲マンションに設置した場合を除く。）は、建物所有者（共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第４号様式）

（１１）　申請者が個人で居住地と設置場所が異なる場合は、建物の不動産登記事項証明書

（１２）　申請者が個人で住民登録地が足立区外の場合は、住民票（発行後３か月以内のものに限る。）又は氏名と住所が確認できる書類の写し

（１３）　申請者が個人で、補助金の申請を行う前々年度１月１日における住民登録地が足立区以外の場合は、補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後３か月以内のものに限る。）

（１４）　申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行後３か月以内のものに限る。）

（１５）　申請者が法人の場合は、申請に係る建物の不動産登記事項証明書（発行後３か月以内のものに限る。）

（１６）　申請者が法人の場合は、法人住民税納税証明書（法人住民税が非課税などの理由で当該証明書を取得できない場合にあっては、法人税納税証明書その３の３）（発行後３か月以内のものに限る。）

（１７）　公益的施設に発電システムを設置する場合は、発電システムを設置する施設に関して区から施設整備費、運営経費等の補助を受けていることを確認できる書面の写し

（１８）　他の団体から同種の補助金の交付を受けている場合、当該交付を受けていることが分かる書類の写し

（１９）　設置した発電システムが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類の写し

（２０）　その他区長が必要と認める書類

２　前項の規定による補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする

３　前項の受付については、先着順とし、区の予算額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する

４　前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行う

ものとする。

（補助金の交付決定等）

第７条　区長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、第３条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（第５号様式）により当該申請者に通知する。

２　区長は、申請者について第３条に規定する基準に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書（第６号様式）により当該申請者に通知する。

３　第１項の規定による交付決定を受けた者（以下「本補助金交付決定者」という。）は、太陽光発電システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第７号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第８条　区長は、前条第３項の規定により太陽光発電システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書が提出された場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第９条　本補助金交付決定者は、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度４月１日から５年以内に、補助金の交付対象となった発電システムの処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第８号様式）を事前（事前に提出が困難な場合は、事後）に区長に提出し、承認を受けなければならない。

２　区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書（第９号様式）により通知する。

３　区長は、第１項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由がないと認めたときは、太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書（第１０号様式）により当該申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第１０条　区長は、本補助金交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。

（２）　前条第１項の規定による承認を受けずに、補助金の交付対象となった発電システムの処分をしたとき。

（３）　本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

（４）　その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書（第１１号様式）により当該申請者に通知する。

（補助金の返還）

第１１条　本補助金交付決定者は、前条第１項の規定に基づき区長が補助金の交付決定を取

り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

（状況調査）

第１２条　区長は、必要に応じて本補助金の対象となった発電システムの状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組）

第１３条　本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

（管理義務）

第１４条　本補助金交付決定者は、当該発電システムを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

（調査協力）

第１５条　本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号）による。

付　則

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行し、平成１７年１０月１日から適用する。

２　足立区太陽光発電システム設置補助金交付要綱は、廃止する。

３　平成１７年度において足立区太陽光発電システム設置補助金交付要綱第３条の規定により、財団補助金の交付額確定通知及びＮＥＤＯの補助金の確定通知を受けた者は、この要綱に基づく第３条の交付要件を満たしているとみなす。

付　則

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

２　この要綱は、電力受給開始日が平成２０年４月１日以降である者に適用し、電力受給開始日が平成２０年３月３１日以前である者については、なお、従前の例による。

付　則

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２　この要綱は、電力受給開始日が平成２１年４月１日以降である者に適用し、電力受給開始日が平成２１年３月３１日以前である者については、なお、従前の例による。

付　則(２２足環温発２０１０号　平成２３年３月３１日区長決定)

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行日前に、発電システム設置工事に着手している者に係る補助金の申請手続（補助金の交付額に係る部分を除く。）については、なお従前の例による。

付　則(２３足環温発２０２９号　平成２４年３月３０日区長決定)

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この要綱は、発電システムの設置に係る契約日が平成２４年４月１日以降である者に適用し、契約日が平成２４年３月３１日以前である者については、なお、従前の例による。

付　則(２４足環政発第２５４５号　平成２５年３月１３日区長決定)

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則(２５足環政発第４１３５号　平成２６年３月２５日区長決定)

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則(２７足環政発第８０号　平成２７年４月１７日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

付　則(２７足環政発第３４４６号　平成２８年３月３１日区長決定)

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則(２８足環政発第３８５９号　平成２９年３月３１日区長決定)

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付　則(２９足環政発第３３１０号　平成３０年３月２７日区長決定)

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２　足立区公益的施設用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（２８足環政発第３８５９号　平成２９年３月３１日区長決定）は、廃止する。

付　則(３０足環政発第３４１６号　平成３１年３月２９日区長決定)

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則(３１足環政発第３５０８号　令和２年３月１２日区長決定)

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則(２足環政発第３８３９号　令和３年３月１９日区長決定)

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則(３足環政発第４６２７号　令和４年３月３０日区長決定)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則(４足環政発第８６１号　令和４年６月１０日区長決定)

この要綱は、令和４年６月１３日から施行する。

付　則（４足環政発第４２９４号　令和５年３月１６日区長決定）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（５足環政発第５０３１号　令和６年３月２８日　区長決定）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（６足環政発第５３８５号　令和７年３月３１日　区長決定）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

	補助単価	上限金額		
	発電システムの発電設備最大出力（小数点以下２桁未満切捨て）１キロワットあたり	分譲マンション及び公益的施設以外に設置	分譲マンションに設置	公益的施設に設置
区内事業者以外のものが販売する発電システムを設置した場合	６万円	２４万円	６０万円	１２０万円
区内事業者が販売する発電システムを設置した場合	７万２千円	２８万８千円	７２万円	１４４万円

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

（提　出　先）
足　立　区　長

太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

太陽光発電システム設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。
本補助申請にあたっては、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。
また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

１　補助金交付申請額

申請金額	円（１，０００円未満切捨て）

２　申請者

住　　所	〒　　－ □　令和６年１月１日における住民登録地が足立区以外の場合は、 令和６年度納税証明書の原本を添付している（足立区転入日　　．　．　）
ふりがな	
申請者名	
電話番号	

※申請者名は、個人名、会社名及び代表者名、管理組合名及び理事長名　等

３　システムの概要

システムを設置した建物の住所	□　申請者と同じ　　□　その他（以下の住所に設置） 〒　　足立区
設 置 年 月 日	年　　月　　日（※新築の場合は、建物引渡日）
太 陽 電 池 出 力	最大出力　　kW（小数点以下２桁未満切捨て）
製 造 メ ー カ ー	

４　システムの販売者

店 舗 名		担当者名	
住　　所			
電話番号			

５　他団体からの太陽光発電システム補助金の　有・無（いずれかの□に✓をしてください。）

申請状況	□交付決定済み　　□申請済み　　□申請予定なし		
団 体 名		補助金交付額（予定）	円

６　申請書提出者（２申請者と異なる場合は記入してください。）

事業者名称	□　４システムの販売者と同じ　　□　その他（以下を記入）		
担当者氏名		電話番号	

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。（**申請者が法人の場合は記名押印（※）してください。**申請者が個人で、**手書きしない場合は記名押印してください**）。
申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※会社印ではなく、代表取締役印または個人名の印鑑を押印してください。

第２号様式（第６条関係）

設置したシステムの概要書

項　　目		内　　容
太陽電池モジュール	太陽電池モジュールの型式名	① ② ③
	太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性	（別紙（第３号様式）に記載してください）
	製造メーカー	
	太陽電池の公称最大出力（注１）と使用枚数	①　　.　　W×　　枚 ②　　.　　W×　　枚 ③　　.　　W×　　枚
	太陽電池の最大出力（注２）	.　　kW （小数点以下２桁未満切捨て）
パワーコンディショナー	パワーコンディショナーの型式名	
	パワーコンディショナーの製造番号	
	製造メーカー	
	定格出力	.　　kW （小数点以下２桁未満切捨て）
電池設置方法	太陽電池モジュールの設置場所（いずれかの枠内に✓を記入してください）	□　新築住宅の屋根上（注３）　□　地表上 □　既築住宅の屋根上　□　ベランダ　□　その他
	太陽電池モジュールの固定方法（いずれかの枠内に✓を記入してください）	□　建材一体型　□　架台設置型
配線種別	システムの配線種別（いずれかの枠内に✓を記入してください）	□　余剰配線　□　全量配線 （全量配線の場合は補助金の対象になりません）

（注１）公称最大出力とは、日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。
（注２）太陽電池の最大出力とは、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。
（注３）新築住宅とは、過去に誰も入居したことがなく居住建築後１年未満の物件をいう。

第３号様式（第６条関係）

太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

太陽電池モジュール型式 （左詰で記入）														

規定値（JIS）公称最大値（W）				.	

番号	製造番号（左詰で記入） 注：英字は大文字で記入	測定値（W）
1		.
2		.
3		.
4		.
5		.
6		.
7		.
8		.
9		.
10		.
11		.
12		.
13		.
14		.
15		.
16		.
17		.
18		.
19		.
20		.
21		.
22		.
23		.
24		.
25		.

第４号様式（第６条関係）

年　　月　　日

（提出先）
足立区長

（承諾者）
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ふりがな)
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

承　諾　書

足立区太陽光発電システム設置費補助金の申請にかかる下記の建築物は、（　私の所有　　・　申請者と私との共有　）にかかるものですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象システムを設置することを承諾します。

記

（対象システムの設置を予定する住所等）

１　システムの設置を予定する建築物の住所

２　設置予定の建築物の形態

３　申請者の住所

４　申請者氏名

５　申請者との関係

第５号様式（第７条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった太陽光発電システム設置費補助金について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第７条第１項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

１　システムを設置した建物の住所

足立区

２　補助金交付金額

￥　　―

３　補助金交付決定後の注意事項

足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、補助金の交付決定日が属する年度の翌年度４月１日から５年以内に、補助金の交付対象となった発電システムを処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し承認を受ける必要があります。

４　補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

（１）虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
（２）補助金の交付対象となった発電システムについて未承認の財産処分をしたとき。
（３）その他、本補助金の交付要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No.

第６号様式（第７条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった太陽光発電システム設置費補助金について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第７条第２項に基づき、下記の理由により不交付を決定しましたので通知します。

記

１　システムを設置した建物の住所

足立区

２　理　由

No.

第７号様式（第７条関係）

年　　月　　日

太陽光発電システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第７条第３項に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	￥				0	0	0

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（提出先）
足　立　区　長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振込指定口座	銀　行・信用組合 信用金庫・農　協									本　店 支　店 出張所
	預金種別	普 通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

＊口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No.＿＿＿＿

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。（法人の場合は記名押印(※)してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。）

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※会社印ではなく、代表取締役印または個人名の印鑑を押印してください。

第８号様式（第９条関係）

年　　月　　日

（提　出　先）
足　立　区　長

（申請者）

住所	〒　　－
ふりがな	
申請者名	
電話番号　　－　　－ （昼間の連絡先　　－　　－　　）	

太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書

先に太陽光発電設置費補助金の交付決定を受けた太陽光発電システムの処分について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第９条第１項に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　交付決定番号及び年月日

年　　月　　日　付　　足　　収第　　号

２　処分の予定日　　年　　月　　日から
（　　年　　月　　日まで）

３　処分の内容（該当する項目を〇で囲んでください。）

売却　・　譲渡　・　交換　・　貸与　・　担保　・　廃棄　・その他

その他の場合は具体的に記入してください。
［　　］

４　処分の理由

第９号様式（第９条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書

先に届出のあった太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第９条第２項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

１　交付決定番号及び年月日

年　　月　　日付　　足　　収第　　号

２　処分承認日　　年　　月　　日

３　処分の内容

第１０号様式（第９条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書

先に申請のあった太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認申請について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第９条第３項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

１　交付決定番号及び年月日

年　　月　　日付　　足　　収第　　号

２　不承認の理由

第１１号様式（第１０条関係）

足　　発第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書

足　　収第　　号、　　年　　月　　日付で通知した太陽光発電システム設置費補助金交付決定について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第１０条第１項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

１　システムを設置した建物の住所

足立区

２　理　由

３　補助金交付決定取消金額

￥　　―

No.